

201105014A

厚生労働科学研究費補助金

厚生労働科学特別研究事業

障害関係分野における今後の
研究の方向性に関する研究

平成23年度 総括・分担研究報告書

研究代表者 岩 谷 力

平成24(2012)年3月

厚生労働科学研究費補助金
厚生労働科学総合研究事業

障害関係分野における今後の
研究の方向性に関する研究

平成23年度 総括・分担研究報告書

研究代表者 岩 谷 力

平成24 (2012) 年 3 月

障害関係分野における今後の研究の方向性に関する研究
平成23年度 総括・分担研究報告書

(目次)

I. 総括研究報告

障害関係分野における今後の研究の方向性に関する研究…………… 1

研究代表者：岩谷力

研究分担者：江藤文夫

加藤誠志

樋口輝彦

林謙治

海野耕太郎

研究協力者：寺島彰

竹島正

中島八十一

北村弥生

II. 分担研究報告

障害福祉に関して取り組むべき研究課題：専門職者と当事者への
調査から…………… 79

研究分担者：海野耕太郎

研究代表者：岩谷力

研究協力者：北村弥生

研究体制

研究代表者

岩谷力（国立障害者リハビリテーションセンター顧問）

研究分担者

江藤文夫（国立障害者リハビリテーションセンター総長）

加藤誠志（国立障害者リハビリテーションセンター研究所長）

樋口輝彦（独立行政法人精神・神経医療研究センター総長）

林謙治（国立保健医療科学院院長）

海野耕太郎（国立障害者リハビリテーションセンター研究所障害福祉研究部長）

研究協力者

寺島彰（浦和大学総合福祉学部教授）

竹島正（独立行政法人国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所精神保健計画研究部長）

中島八十一（国立障害者リハビリテーションセンター研究所脳機能系障害研究部長）

北村弥生（国立障害者リハビリテーションセンター研究所障害福祉研究部主任研究官）

※役職は平成 24 年 3 月末現在

I . 総括研究報告

厚生労働科学研究費補助金（厚生労働科学特別研究事業）
総括研究報告書

障害関係分野における今後の研究の方向性に関する研究

研究代表者：岩谷 力（国立障害者リハビリテーションセンター顧問）

研究分担者：江藤文夫（国立障害者リハビリテーションセンター総長）

加藤誠志（国立障害者リハビリテーションセンター研究所長）

樋口輝彦（独立行政法人精神・神経医療研究センター総長）

林 謙治（国立保健医療科学院長）

海野耕太郎（国立障害者リハビリテーションセンター研究所障害福祉研究部長）

研究協力者：寺島 彰（浦和大学総合福祉学部教授）

竹島 正（独立行政法人国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所精神保健計画研究部長）

中島八十一（国立障害者リハビリテーションセンター研究所脳機能系障害研究部長）

北村弥生（国立障害者リハビリテーションセンター研究所障害福祉研究部主任研究官）

研究要旨

今後の障害保健福祉分野に係る厚生労働科学研究については、科学的な知見を結集して、障害者の自立や社会参加をより効果的に支援するとともに、障害者施策に直結するような新たなサービスや技術、社会システム、手法等の開発や改善に資する研究を推進していく必要があり、そのために、わが国として重点的に推進すべき障害研究の分野や中長期的な達成目標の策定に向けた課題や論点を整理し、目標達成のために必要な国の研究推進体制のあり方について研究を行う必要がある。

当研究は、わが国として重点的に推進すべき障害研究の分野や中長期的な達成目標の策定に向けた課題や論点を整理し、目標達成のために必要な国の研究推進体制のあり方について研究を行ったものである。

当研究では、障害保健福祉分野における専門家や障害当事者である研究者に対してア

ンケート調査を行い、今後の施策の課題についてとりまとめを行った。また、過去数年間の厚生労働科学研究費補助金の成果表や最近の同制度の改正について調査した。さらに、国立障害者リハビリテーションセンターの中期目標を通じて、その機能、役割を確認するとともに、同センター研究所の研究動向についても調査を行った。加えて、過去10年間のわが国における障害関係の研究成果に関する文献調査を行い、その選択結果をとりまとめた。

研究の結果、最近の国際社会やわが国における障害保健福祉施策をめぐる動向や制度に関わる様々な提言やこれまでの研究成果の動向を把握することができた。また、専門家や当事者において障害福祉に関して取り組むべきと考える研究課題等についても明らかにすることができた。

当研究では、以上の調査結果を踏まえて、今後の障害保健福祉研究に係る課題について整理を行った。具体的には、ニューロリハビリテーション研究や障害者のヘルスプロモーション、スポーツ活動の支援のほか、高齢化への対応、障害者のための支援機器の開発・普及、積極的な情報提供が挙げられるものであり、これらに加えて障害保健福祉施策に係るマクロ経済的な研究も求められている。さらに、これら課題に関する研究を効率的に実施する仕組み作りが重要であり、そのための機関の設置が求められる。国立障害者リハビリテーションセンターでは、中期目標に基づき、これらの課題に関する取組を現に行っている実績があり、とりわけ、障害福祉に関する行政データ集積、解析の仕組みづくりについては、必要な条件を満たす上に、情報収集、研究実績などの点でも優位性を有している。

当研究の成果として、障害福祉領域の厚生労働科学研究の充実を図るために、中期的に取り組むべき重点研究課題について提言をまとめている。

A. 研究目的

障害保健福祉分野に係る研究については、平成22年12月の総合科学技術会議第四期基本計画に関する答申において重点分野として位置づけられるなど、一層の推進が求められているが、近年の総合科学技術会議では研究事業に係るPDCAサイクルの確立等が求められているところでもあり、これまでの厚生労働科学研究を検証、評価し、今後の研究政策に活かしていく必要がある。今後の障害保健福祉分野に係る厚生労働科学研究については、科学的な知見を結集して、障害者の自立や社会参加をより効果的に支援するとともに、障害者施策に直結するような新たなサービスや技術、社会システム、手法等の開発や改善

に資する研究を推進していく必要がある。

また、わが国においては、現在、障害者自立支援法の見直しを含めて、障害者制度改革への取組が進められているところであり、今後の障害福祉に係る国の政策研究のパラダイムの転換を図る必要がある。

他方、「国立更生援護機関の今後のあり方に関する検討会」においては、今後の国立障害者リハビリテーションセンターのあり方について、障害者のリハビリテーションに関する情報の収集、評価・分析を通じ、エビデンスに基づいて国の障害施策に還元することが提言されており、国の研究推進体制のあり方について考える必要がある。

以上を踏まえて、わが国として重点的に推進すべき障害研究の分野や中長期的な達成目標の策定に向けた課題や論点を整理し、目標達成のために必要な国の研究推進体制のあり方について研究を行う必要がある。

B. 研究方法

当研究においては、近年の国際社会における障害のとらえ方の変化や障害者自立支援法等の障害保健福祉制度における改革への取組など国における動向を踏まえながら、今後の研究課題に関して当面の整理を行ったものである。

整理に当たっては、障害保健福祉分野における専門家に今後の障害保健福祉施策に関するアンケート調査を実施するとともに、障害当事者である研究者に対しても最近の動向を踏まえた施策に関する調査を行い、これらの中でもとりわけ彼らの関心が高く、重要度が高いと考えられる施策の課題についてとりまとめを行った。また、過去数年間の厚生労働科学研究費補助金の成果表や最近の同制度の改正について調査し、その状況を把握することができた。

他方、国立障害者リハビリテーションセンターのあり方については、国の研究推進体制のあり方を考える上でその役割は重要であると考えられることから、同センターの中期目標を通じて、その機能、役割を確認するとともに、同センター研究所の研究動向についても調査を行った。

また、障害者のリハビリテーションに関する情報の収集、評価・分析の体制を構築するために、過去10年間のわが国における障害関係の研究成果に関する文献調査を行い、その選択結果をとりまとめた。

C. 研究結果

国際社会における障害のとらえ方については、過去半世紀の間に医学的所見を重視するものから出発し、心身活動、生活活動、社会参加、人権へと視界を広げて重層的に発展し

てきており、最近では、2001年にWHOによりICFモデルが提唱され、障害を「疾患の帰結」から「健康の構成要素」としてとらえる考えに転換が図られている。わが国でも、このような国際的動向の影響を受けて、平成6年の障害基本法改正など、障害者の社会参加を認める動きが法制度にも反映してきたところである。平成22年12月に閣議決定により設置された「障がい者制度改革推進本部」において、障害者総合福祉法（仮称）の制定に向けた取組が進められており、23年8月には「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」が行われ、障害者本人のニーズにあった支援サービスなど6つのポイントが示された。24年3月には厚生労働省から「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律案」が提出されたところである。

また、従来の医療モデルから社会モデルへという流れが国際的に主流となる中で、英国の国家統計事務所が発表した生活機会調査（2010年12月）では、社会モデルの考え方に基づき、機能障害のある人々が直面する参加における障害を評価するよう設計されているなど、最新の社会モデルの考え方と従来の医療モデルの考え方を融合しつつ、障害者の生活のあり方を調査するものであって、今後の障害者に係る調査の標準の一つともなりうる。

さらに、日本学術会議提言「障害福祉統計の整備について－根拠に基づく障害者福祉にむけて－」においては、医療モデルから社会モデルへの流れを背景として、①行政データの収集・解析システムの構築、②定期的な障害に関する総合的調査の実施、③前向きコホート研究の立ち上げ、という3つの提言が行われている。加えて、厚生労働科学研究の採択研究課題として国立障害者リハビリテーションセンター職員を中心に研究を行った「障害認定の在り方に関する研究」等においては、身体障害者福祉法における障害認定の目的と身体障害者手帳所持者の手帳利用目的の乖離の状況のほか、肢体不自由や心臓機能障害における問題点について指摘を行っている。

他方、障害関係分野における過去10年間の厚生労働科学研究については、3種類の事業すべてに関して大幅に交付額が減少している。また、採択件数についても減少傾向にある。また、平成15年度から平成22年度までの厚生労働科学研究費酒害保健福祉関係研究事業に係る新規採択研究課題について独自に分類を行ったところ、①医療に係る課題及び精神障害に係る課題が多い、②課題領域では、こころの健康科学研究事業が横ばいだが、他は減少している、などの特徴が見られた。

また、有識者等へのアンケート調査では、61名に対する専門家調査と6名に対する当事者調査を行ったところであるが、それぞれ42名（68.8%）及び6名（100%）から回答があった。調査対象としては、研究課題（医療・福祉・医療福祉連携・福祉行政）、研究領域、障害種別、研究分野のそれぞれに関する質問が行われた。研究課題では、専門家と当事者の

傾向を比較すると、分野ごとに特徴が見られた。障害種別では、重点課題として「高次脳機能障害」「発達障害」「精神障害」「重複障害」の選択が多かった。研究分野では、重点分野として「福祉工学」「リハ医学」が多かった。

さらに、過去 10 年間のわが国における障害関係の研究成果に関する文献調査では、民間事業者を通じて、平成 13 年から調査時点までのわが国における民間分野を含めた障害関係の文献について民間事業者（財団法人国際医学情報センター・EBM 研究センター）を通じて検索を実施し、領域ごとにその状況についての調査を行った。調査については、福祉工学領域については、独立行政法人科学技術振興機構（JST）の保有するデータベース（JSTPlus 及び JMEDPlus）を利用し、医療領域及び福祉領域については、特定非営利法人医学中央雑誌刊行会の保有する医中誌データベースを利用した。それぞれの領域ごとに異なる検索式を用いて集計し、福祉工学では 1,413 件、医療では 1,791 件、福祉では 1,987 件を抽出した。さらに、得られた結果について精査し、民間事業者に再集計を依頼し、精神障害に係る論文の本数等のデータを得ることができた。

D. 考察

障害関係分野における過去 10 年間の厚生労働科学研究については、交付額・予算額及び件数が減少の一途であるが、それを行政改革の結果としてだけでなく、障害保健福祉施策の研究の成果が世間に認知されていなかった面もあると考えられる。今後は、具体的な研究成果を挙げるとともに、一般社会にアピールする必要がある。

有識者アンケート調査では、専門家と当事者の回答に差が生じた分野があり、今後はその縮小が重要となる。その手段としては、第一に研究成果及び統計情報の共有、第二に当事者参加を含む人的な交流の促進が考えられる。また、研究課題を選択する場合、複数回答では幅広い研究課題が選択されたが、単一回答で選択されなかった課題について研究を進展させるためには、医療・福祉・工学にまたがり障害に関係する専門分野を鳥瞰する研究成果データベースを置くことがのぞましい。さらに、国リハ研究者では非国リハ群に比較していくつかの特徴が見られたが、国リハの機能や役割が影響を与えていると考えられる。

過去 10 年間のわが国における障害関係の研究成果に関する文献調査では、福祉工学、医療及び福祉の各領域についてそれぞれの特徴を把握することができたが、今後は領域間の重複の状況などにさらに精査していく必要がある。また、関連する複数の領域にまたがる文献データベースの設置・利用や研究者だけでなく実務者も利用することが可能な相互貸借制度の確立が望ましい。さらに、工学系研究者に福祉領域の文献にアクセスしやすい環境を整備するなど領域間の連携を推進することも重要である。加えて、今後、これらの 2 次

選択論文を吟味し、整理して障害保健福祉データベースとして整備を図る必要がある。

他方、課題の解決に向けた取組として、保健・医療分野を始めとする障害者施策における障害のとらえ方を総合的に検討し、実態を調査し、制度に反映させる方向での取組が必要となる。具体的には、障害に対する支援サービスの範囲と利用資格における別基準を策定するなど、制度の理念改定に伴い、公平・公正の観点に立って、保健・医療、福祉、社会学などの視点から統合的に把握するための取組及びそのための研究が必要である。

具体的な課題としては、近年の基礎医学の進歩を背景とするニューロリハビリテーション研究や障害者のヘルスプロモーション、スポーツ活動の支援が挙げられる。また、高齢化社会の進展を背景として、高齢が障害発生の原因となる者が増加しており、その特性を理解した障害サービスの給付などの新たな行政課題への対応が求められる。さらに、障害者の一層の社会参加のために支援機器の開発・普及や積極的な情報提供が求められる。加えて、障害保健福祉施策に伴う支出が経済効果を生むという面もあり、マクロ経済的な研究が求められている。最後に、以上の課題についての検討をより進める立場からは、過去の研究の成果を効率的に活用することのできる仕組み作りが重要であり、現在各省庁がそれぞれ有している障害保健福祉施策に関する研究成果の一元化が必要であり、そのための機関の設置が求められる。この機関については、個人情報取扱いが適切であることなどの要件を満たす必要がある。

国立障害者リハビリテーションセンターでは、中期目標に基づき業務運営を行っており、特に第2「サービス等業務の質の向上に関する事項」では、社会モデルへの対応、ニューロリハビリテーション等の新技術を活かす新たなプログラム、システム開発等への対応、障害者のヘルスプロモーション、スポーツ活動への支援への対応、高齢の障害者への対応、障害者の社会参加支援技術の開発・普及への対応、障害者の情報に関する対応、経済政策等への対応など、いずれの分野においても一定水準以上の取組が行われている。また、国リハでは、これらの行政課題を実現する上で必要な障害福祉に関する行政データ集積、解析の仕組みづくりについては、情報収集、研究実績などの点で優位性を有している。

E. 結論

今回の研究成果を踏まえて、今後の障害福祉領域における厚生労働科学研究が中期的に取り組むべき重点研究課題として、以下の提言を行う。

1. 直面する課題への取組

- 1) 参加制約の要因としての社会の障壁に関する実証研究
- 2) 加齢による障害の重度化への対応に関する研究

2. 先端科学技術を活用したリハビリテーションプログラム並びに福祉機器開発

- 1) ニューロリハビリテーションの技法と臨床応用のためのシステム開発
- 2) 情報リテラシー向上に関する研究
- 3) 福祉機器開発
3. 保健・医療・福祉連携による社会参加支援
 - ・ 健康増進、スポーツ活動支援に関する研究
4. 福祉資源の開発と分配に関する社会学的・経済学的・行政学的研究
 - 1) マクロ的資源配分に関する実証研究
 - 2) QOLを高める新たな福祉資源の開発
5. 行政データ収集・解析システムの開発

F. 健康危険情報

特になし。

G. 研究発表

特になし。

H. 知的財産権の出願・登録状況

1. 特許取得

なし。

2. 実用新案登録

なし。

3. その他

なし。

文献

日本学術会議. 障害福祉統計の整備について―根拠に基づく障害者福祉にむけて―. 2011.

内閣府. 障がい者制度改革推進会議配付資料(第1回から第19回まで). 2010.4.27～2012.2.8

障害者自立支援法訴訟団. 趣意書、基本合意文書、要望書. 2010.1.7

厚生労働省. 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律案及び同法案関係資料. 2012

寺島彰. 英国における Life Opportunity Survey. 平成 22 年度厚生労働科学研究費補助金分担研究報告. 国立障害者リハビリテーションセンター, 2011

岩谷力ほか. 身体障害認定が抱える課題と今後の認定制度のあり方に関する研究. 平成 21

年度厚生労働科学研究費補助金政策科学総合研究事業分担研究報告．国立障害者リハビリテーションセンター，2010

岩谷力．研究の目的と今後の研究の展望．平成22年度厚生労働科学研究費補助金政策科学総合研究事業分担研究報告．国立障害者リハビリテーションセンター，2011

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構障害者職業総合センター．高齢化社会における障害者の雇用促進と雇用安定に関する調査研究－中高年齢障害者の雇用促進、雇用安定のために－．2010

厚生労働省．平成19年障企発第0328002号・障障発第0328002号通知．2007

厚生労働省．国立更正援護機関の今後のあり方に関する検討会報告書．2009

国立障害者リハビリテーションセンター．国立障害者リハビリテーションセンター中期目標．2010

障害者放送協議会．障害者基本法における、情報にアクセスする権利の保障について．平成22年11月30日障がい者制度改革推進会議提出資料．2010

医療経済研究機構．医療と介護・福祉の産業連関に関する分析研究報告書．平成21年度厚生労働科学研究費補助金政策科学総合研究事業

はじめに

21世紀に入り、WHOのICF提唱（2001年）、我が国の障害者基本計画（2002年12月政府策定）、障害者自立支援法（2005年10月成立）、国連の障害者権利条約（2006年12月採択）と障害に関するとらえ方、制度の方向性に関する新たな動きが起こった。さらに、今年になり、障がい者制度改革推進会議総合福祉部会の意見を取り入れた法案が国会に提出され、障害をもつ人々の福祉制度は大きな変革の時期にある。

この流れは、障害を「生物・心理・社会モデル」により理解し、社会の障害に対する障壁を取り除くことにより障害をもつ人々の社会参加を達成することを通じて、共生社会の構築を目指すものと考えられることができる。

一方で我が国は急速に高齢化し、税制を含む社会保障の枠組みの一体的な見直しが始まっている。

社会における高齢者の社会保障への関心に比して、障害と障害者に関する関心は小さく、社会保障制度の一体的見直しの議論の中で、取り残されることを危惧するものである。

障害をもつ人々の社会参加を促進するためには、障害の発生メカニズムの探求、機能回復、代償、代替手段・手法ならびに福祉機器の開発に加えて障害者の社会生活を支えるための健康増進、生活活動支援手法の開発とそれらを活かす制度・仕組みの整備が必要である。これらは、学術の進歩、先端的科学技術を障害福祉領域に動員することにより達成可能となるものである。開発障害福祉施策の充実を図るために、厚生労働科学研究費補助金による障害福祉関連の研究の発展がきわめて重要であると認識し、近年の障害と社会福祉に関する研究成果の調査を開始した。

近年の研究成果は、研究者の関心領域の制約をうけ、偏りがみられ、社会参加支援に結びつく保健、医療、福祉の研究成果が乏しいことが明らかとなった。

緒言

障害福祉分野における厚生労働科学研究のあり方についての研究は、これまで本格的には取り組まれてきていない。障害に係る研究については、平成 22 年 12 月の総合科学技術会議による第 4 期基本計画に関する答申において、成長の柱としての二大イノベーションの一つであるライフイノベーションの分野において、重点分野として位置づけられているように、一層の推進が求められているところである。また、総合科学技術会議においては、近年、研究事業に係る PDCA サイクルの確立等が求められており、これまでの厚生労働科学研究を検証、評価し、今後の研究政策に活用していく必要がある。

以上のように、障害福祉分野における厚生労働科学研究については、これまでの研究成果を踏まえつつ、近年の科学技術の進展等を反映させ、科学的な知見を結集して、障害者の自立や社会参加をより効果的に支援するとともに、具体的な障害者施策に直結するような、新たなサービスや技術、社会システム、手法等の開発や改善に資する研究を進めて行く必要がある。

平成 23 年度においては、平成 23 年 8 月に障がい者制度改革推進会議総合福祉部会において、障害者総合福祉法の骨格に関する提言に係る最終意見のとりまとめが行われるとともに、平成 24 年 3 月には第 180 回国会に法案が提出されるなど、障害者制度改革の大きな節目を迎えているところである。当研究班においては、こうした国における動向も踏まえながら、今後の研究課題に関して当面の整理を行ったものである。

整理に当たっては、障害保健福祉分野における専門家に今後の障害者保健福祉施策に関するアンケート調査を実施するとともに、障害当事者である研究者にも最近の動向を踏まえた施策に関する調査を行い、障害保健福祉分野の中でもとりわけ彼らの関心が高く、重要度が高いと考えられる施策の課題についてとりまとめを行った。また、過去数年間の厚生労働科学研究費補助金の成果表や最近の同制度の改編について調査し、同制度の研究事例や制度改編の状況について把握することができた。こうした調査により、今後の障害保健福祉分野における厚生行政や厚生労働科学研究の在り方について示唆するところが非常に大きく、今回の取りまとめに大いに寄与するものとなった。

他方、「国立更生援護機関の今後のあり方に関する検討会」において、国立障害者リハビリテーションセンターのあり方として、障害者リハビリテーションに関する情報の収集、評価、分析を行い、エビデンスに基づき国の障害施策に還元していくことが提言されているところであり、国の研究推進体制のあり方を考えていく上で、国立障害者リハビリテーションセンターの役割は重要な位置を占めるものとなる。当研究班では、国立障害者リハビリテーションセンターの中期目標を通じて、同センターの機能、役割を確認するとともに

に、同センター内の研究所の研究動向について調査を行った。その結果、過去10年ほどの間の研究所内の各部における研究調査の進捗状況について把握することができた。

以下、今回の調査研究により、障害保健福祉分野において、取り組む必要が高いと考えられる課題について、当研究班の視点に基づき整理を行うものである。

I 調査結果

1 障害に関する理念、法律、制度の動向

1) 障害のとらえ方の変化：医療モデル及び社会モデル

障害概念・モデルについては、これまで、世界保健機関（WHO）により、国際的な枠組みが示されてきており、我が国においても基本的な流れとしては、WHOの動きに沿って議論がなされてきた。日本学術会議提言「障害福祉統計の整備について－根拠に基づく障害者福祉にむけて－」（平成23年8月4日）においては、わが国における障害の社会保障の役割の変遷を踏まえて、障害のとらえ方の発展を以下のように考察している。

わが国の戦後の社会保障制度は、「疾病、負傷、老齢、失業その他の原因で生活に困難をきたしている人々に、保険的方法や公費負担による所得保障、社会サービス支援などを行い、全ての国民が文化的生活を営むことを可能にするため」の対策としてスタートしたが、その役割は時代とともに変化し、「社会保障の役割は、基本的には、個人の力のみでは対処し得ない生活の安定を脅かすリスクに係る国民の基礎的・基盤的需要（ニーズ）に対応することにより社会・経済の安定や発展に寄与するということ（安全網＝セーフティネットとしての役割）にある」とされているところであり、障害者福祉制度は、障害者の文化的生活の保障から主体的な自己実現の達成を脅かすリスクを減じるための基礎的・基盤的ニーズに対応する制度へと発展してきたものである。

また、障害のとらえ方、範囲についても、過去50年の間に、医学的所見を重視するものから出発し、心身活動、生活活動、社会参加、人権へと視界を広げて重層的に発展してきている。すなわち、1960年代のNagiによる「活動的病理－機能障害－機能的制限－障害」のモデル提唱後に、1980年（昭和55年）にWHOによりICIDHモデル（International Classification of Impairment, Disability and Handicap）が提唱され、障害に対する視野が医学から社会にまで拡大されたが、障害への対応は医療的介入による個人の能力向上が優先されていた。その後、1991年（平成3年）のアメリカ合衆国医学研究所によるIOMモデルにより、障害を個人と環境の相互作用ととらえる見方が提唱された後、2001年（平成13年）にはWHOによりICIDHモデルがICFモデル（International Classification of Functioning, Disability and Health）に改訂され、障害を「疾患の帰結」とみる考えから「健康の構成要素」として生物社会心理的（biopsychosocial approach）にとらえる考えに転換が図られた。こうした流れ

を受けて、2006年（平成18年）の国連障害者権利条約では、障害を「永続的な機能障害と社会の様々な障壁との関係により生じる社会への参加制約」と定義しているところであり、「自律的な個」の確立を理想とする思想と「健康を身体的・精神的・社会的な安寧」とする思想に基づき、社会に健康・生活に関する権利の保障として総合的取組が求められている。

さらに、障害のとらえ方は、人権運動の中で発展してきており、わが国でも、平成6年の障害者基本法改正など、障害者の社会参加を認める動きが法律制度に反映されてきたところである。また、平成14年12月においては、平成15年度から10年間に講ずべき障害者施策の基本的方向について、「リハビリテーション」及び「ノーマライゼーション」の理念に立脚し、障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の構築を掲げ、啓発・広報などの分野で重点施策を行うこととしている。他方、WHOを始めとする国際機関は、障害当事者が、家族、地域社会、NGO、行政機関と協働して障害者リハビリテーション、機会均等化、社会参加を進めるCBR戦略（Community Based Rehabilitation）を発表し、障害者の社会参加を促進するinclusive societyの構築を目指すこととしている。このような共生社会及びinclusive societyを目指す取組は、これまでの障害を多次元で複合的にとらえ、障害者の社会への参画・参加を促進するための社会が取り組む総合的な行動目標と考えることができる。

2) 障害者福祉制度に係る昨今の動向

平成21年8月30日に行われた第45回衆議院議員総選挙により民主党が議席の過半数を獲得し、社会民主党及び国民新党とともに連立政権を形成することとなった（その後、社会民主党は平成22年5月に政権を離脱したため、それ以降は民主党及び国民新党の連立政権となっている。）。同連立政権の中核をなす民主党は、同選挙に際してのマニフェストで、障害者自立支援法を廃止し、障がい者福祉制度を抜本的に見直すことを公約として掲げていた。このような状況の中で、政府における障害者福祉制度改革への取組が進められることとなった。

同年12月8日に閣議決定により「障がい者制度改革推進本部」が設置された。同本部は障害者の権利に関する条約（仮称）の締結に必要な国内法の整備を始めとする我が国の障害者に係る制度の集中的な改革を行い、関係行政機関相互間の緊密な連携を確保しつつ、障害者施策の総合的かつ効果的な推進を図るために設けられたものであり、全ての国務大臣が構成員となっている。平成24年3月現在、同本部は4回開催されている。また、平成21年12月15日には、同本部第1回会合が開催され、障害

者施策の推進に関する事項について意見を求めるため、「障がい者制度改革推進会議」の開催が決定された。さらに、平成22年4月12日に開催された同会議第7回会合では、障害者に係る総合的な福祉法制の制定に向けた検討（障害者自立支援法をめぐる論点に関する検討を含む。）を効果的に行うため、「障がい者制度改革推進会議総合福祉部会」の開催が決定された。同部会においては、平成24年3月までの間に、障害者総合福祉法（仮称）の制定に向けた議論が19回にわたり行われている。平成23年8月30日には「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」が行われており、障害者総合福祉法が目指すべき6つのポイントが示された。すなわち、①障害のない市民との平等と公平、②谷間や空白の解消、③格差の是正、④放置できない社会問題の解決、⑤本人のニーズにあった支援サービス、⑥安定した予算の確保が、同法における6つの目標として位置づけられている。また、平成24年2月8日には、「障害者総合福祉法案（仮称）」について厚生労働省の方針が示され、議論が行われている。

他方、総合福祉部会の開催に先立つ平成22年1月7日には、障害者自立支援法違憲訴訟に関して、原告団・弁護団と厚生労働省の間で基本合意文書が取り交わされている。同文書では、障害者自立支援法廃止の確約と新法の制定、障害者自立支援法制定の反省と総括等に係る文章が盛り込まれており、その後の総合福祉部会の提言や法案取りまとめにつながっている。

こうした中で、平成24年3月13日には、第180回国会に厚生労働省から「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律案」が提出された。

3) 英国における Life Opportunity Survey

従来の医療モデルから社会モデルへという新たな流れが国際的に主流となる中で、2010年12月に英国の国家統計事務所が発表した生活機会調査（Life Opportunity Survey）は、教育・訓練、雇用、輸送、社会・文化活動などの生活上の機会に、障害者及び非障害者がどの程度参加できているかについて調査している。生活機会調査では、社会モデルの考え方にに基づき、機能障害(impairment)のある人々が直面する、参加における障害(disability)を評価するよう設計されている。他方、同調査では、「通常の日常活動能力に、実質的かつ長期の不利な影響を与える、身体的又は精神的な機能障害がある」という障害差別禁止法（1995年）の障害の定義を採用した場合との比較も行っている。

このように、同調査では、最新の社会モデルの考え方と従来の医療モデルの考え

方を融合しつつ、障害者の生活のあり方を調査するものであるため、今後の障害者に係る調査の標準の一つともなりうると考えられる。同調査については、平成22年度厚生労働科学研究費補助金（障害者対策総合研究事業）「障害認定の在り方に関する研究」において浦和大学寺島彰教授報告があるため、以下引用することとする。